

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月27日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

上り線高島町駅から桜木町駅間サードレール支持物修理

2 履行（納品）場所

市営地下鉄高島町駅から桜木町駅

3 契約日

令和8年1月9日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月31日まで

5 契約金額

¥2,750,000. — (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥250,000. —)

6 契約の相手方（名称及び所在）

日本電設工業株式会社 横浜支店

横浜市神奈川区鶴屋町3丁目32番13号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該区間のサードレールを支持するための支持物について、塩害や漏水の影響等により連続して腐食が発生しており、サードレールの支持や防護に支障をきたしています。

サードレールを適切な間隔で支持できないことによるサードレールの垂れ下がりや、感電防止用の防護板を取り付けることができなくなる恐れがあり、緊急に対処する必要があるため随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当局の電車線路設備の施工経験があり、材料の手配も含め社内に修理体制を整えていることから早急な対応が可能であるため、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局技術管理部電気課